

資料 1 第六中学校区地域包括支援センター事務所移転に伴う意向書

令和4年11月22日

寝屋川市福祉部高齢介護室

室長 柴田 知成 様

寝屋川市第六中学校区地域包括支援センター

運営法人：社会福祉法人 淳風会

理事長 西村 良樹

## 第六中学校区地域包括支援センター事務所移転に伴う意向書

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、寝屋川市高齢者福祉行政の推進にご指導ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題につきまして、事務所移転時期を下記のとおり進めさせていただきたく法人としての意向を報告させていただきます。何卒宜しくお願い申し上げます。

### 記

移転日：令和5年3月1日（水）

移転先：寝屋川市境橋町28番30号 マンション西尾102号

移転意向：当初、平成24年12月から令和4年11月30日の10年契約となつている中、近隣棟の開発が進み、昨今の現事務所の取り壊し計画もあり、以後長期契約はできないことを鑑み、移転は、提出させていただいた変更理由書のとおり、住民にとって環境や立地等最大限メリットがあるため、さらなる地域包括支援センターの機能・役割強化のため、法人として寝屋川市福祉事業の貢献をさせていただきたい所存であります。

寝屋川市高齢介護室と協議を重ね、当該圏域の住民に影響がないよう、法人として上記の移転日、移転先で進めさせていただきたい。

移転内容：移転先物件

移転先物件現状写真

レイアウト(候補案)

…別紙のとおり

以上

資料2 変更事項届出書及び変更理由書

変更事項届出書

令和 4年 11月 22日

あて先) 寝屋川市長

所在地 大阪府大淀南2丁目5番20号

届出者 社会福祉法人淳風会

理事長 西村 良廣

名称 寝屋川市第六中学校区地域包括支援センター

次のとおり地域包括支援センター設置届の内容変更について届け出ます。

設置届出内容を変更するセンター名		名称 寝屋川市第六中学校区地域包括支援センター
		所在地 寝屋川市成田南町1番12号
変更する事項		変更の内容
1	届出者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書(当該事業に関するものに限る)	(変更前) 2. 別紙のとおり 4. 所在地: 寝屋川市成田南町1番12号
2	センターの平面図	
3	職員の氏名、生年月日、住所及び職名、経歴	(変更後) 2. 別紙のとおり 4. 所在地: 寝屋川市境橋町28番30号マンション西尾102号
4	その他(所在地)	
変更年月日		令和 5年 3月 1日

備考1 該当項目番号に○を付けてください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

付表 地域包括支援センターの届出に係る記載事項

受付番号

地域包括支援センター	フリガナ	ネヤガワシダイロクチュウガッコウクチイキホウカツシエンセンター							
	名称	寝屋川市第六中学校区地域包括支援センター							
	所在地	(郵便番号 572-0018 ) 寝屋川市境橋町 28 番 30 号 マンション西尾 102 号							
	連絡先	電話番号	072-800-6237		FAX 番号	072-800-6238			
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文					第 28 条第 1 項第 (1) 号				
職員の職種・員数 (人)		保健師		社会福祉士		主任介護支援 専門員		その他の職員 (事務職員等)	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤 (人)		1		2			1		1
非常勤 (人)									
営業日		月曜日 ~ 金曜日							
営業時間		9:00 ~ 18:00							
添付書類		別添のとおり							

- 備考
- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 3 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、従業者については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
  - 4 介護予防支援事業所業務を行う場合は「兼務」として記載してください。

別添

受付番号

--

## 届出に係る添付書類一覧

地域包括支援センターの名称	寝屋川市第六中学校区地域包括支援センター
---------------	----------------------

番号	添付書類	備考
1	届出者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	
②	地域包括支援センターの平面図	
3	職員の氏名、生年月日、住所及び職名、経歴	参考様式1
④	移転後圏域図、移転先写真	内容により別途指定

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

## 変更理由書

令和 4 年 11 月 22 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

事業所の所在地:寝屋川市成田南町 1 番 12 号

名 称:寝屋川市第六中学校区地域包括支援センター

代表者:理事長 西村 良廣

### 変更理由

高齢化に伴う圏域内高齢者増加やセンターの認知度向上により相談件数増加傾向もあり、この社会情勢に対応するため、市民の方により良い機関として市福祉事業を展開する上で、下記の理由で所在地を変更させていただきたい。

- ① 契約問題として、平成 25 年 4 月より現事務所(賃貸)で業務を開始しているが、10 年経過し近隣棟の開発が進み現事務所棟の取り壊し計画もあり、今後の長期契約は望めないこととなっている。
- ② 事務所スペース問題として、開設当初の平成 25 年 4 月より業務を開始して職員 4 名体制でスタートし、プランナー人員配置は努力であったが、プランナー配置が必修となり 5 名体制となり、事務所スペースが狭小となっている。さらに今後、地域包括支援センターの体制の中で、職員配置体制が増員になった場合、現事務所では増員できる事務スペースが全くない状況である。事務所が狭いという指摘は、民生委員や自治会の方々からもご意見寄せられている。  
それに伴い、今後も続く新型コロナウイルス感染症等対策に関し、現在の事務所では、十分な密の回避、換気の空気の通りの確保ができていない状況である。今後も二班制を強いられた場合、現事務所では十分なスペースがないことにより二班制が十分確保できない状況である。
- ③ 立地問題として、事務所玄関入口を出るとすぐ歩道で、しかも坂道の途中の立地のため、事務所出入りの際、歩行者や自転車と交錯する場面が多くあるため危険である。高齢者の方の来所相談時、玄関入口段差が 14 cm～最大 48cm と高く、相談者が出入りする際、実際、転倒しそうになるケースがあった。そのため職員が手引きや手を添えての介助が必要な場合が多いため、職員も玄関入口昇降時転倒等の危険が伴っている。実際、民生委員や自治会の方々から立地面の危険のご指摘をいただいている。  
また、車いすでの来所相談があった際、相談室まで行く通路が幅 48cm のため、車いす移動に適していない。事務所前がすぐ道路のため、音や粉じんも飛散している状況で、コロ

ナ禍の換気のためドアや窓を開けていると、一般車両や救急車、消防車等の通行で電話等での相談者の話が聞こえにくいことが実際ある。

- ④ 災害対策問題として、事務所建物は昭和 40 年代の木造二階建てのため、現代の耐震基準には適していないため、地震や台風等の災害時倒壊の可能性が高い。現に、台風時の風雨が多い時期は事務所・相談室が床下浸水をしている状況である。今後、未曾有の台風や南海トラフ地震等に耐えうる事務所ではない。現に、以前未曾有の台風 21 号の通過後、実際高齢者宅が半壊や浸水で 2 件、緊急ショートステイ手配等に対応した経験があり、地域包括支援センターも災害対応拠点で機能しなければならないと考え、防災上で耐えうる体制を整えていく必要がある。

また、個人情報の保管や漏洩防止は厳重にしているが、木造 2 階建てで、火災が発生しやすく、隣が自転車屋と食事屋（現在閉店中）のため近隣の火災発生で木造のため燃え移りやすい環境である。

以上、①契約問題、②事務所スペース問題、③立地状況問題、④災害対策問題の 4 つの問題を解消することにより、新事務所に関して、住民にとってメリットがあり、包括の相談者になる当該圏域の住民にも影響がないことを下記のとおり示す。

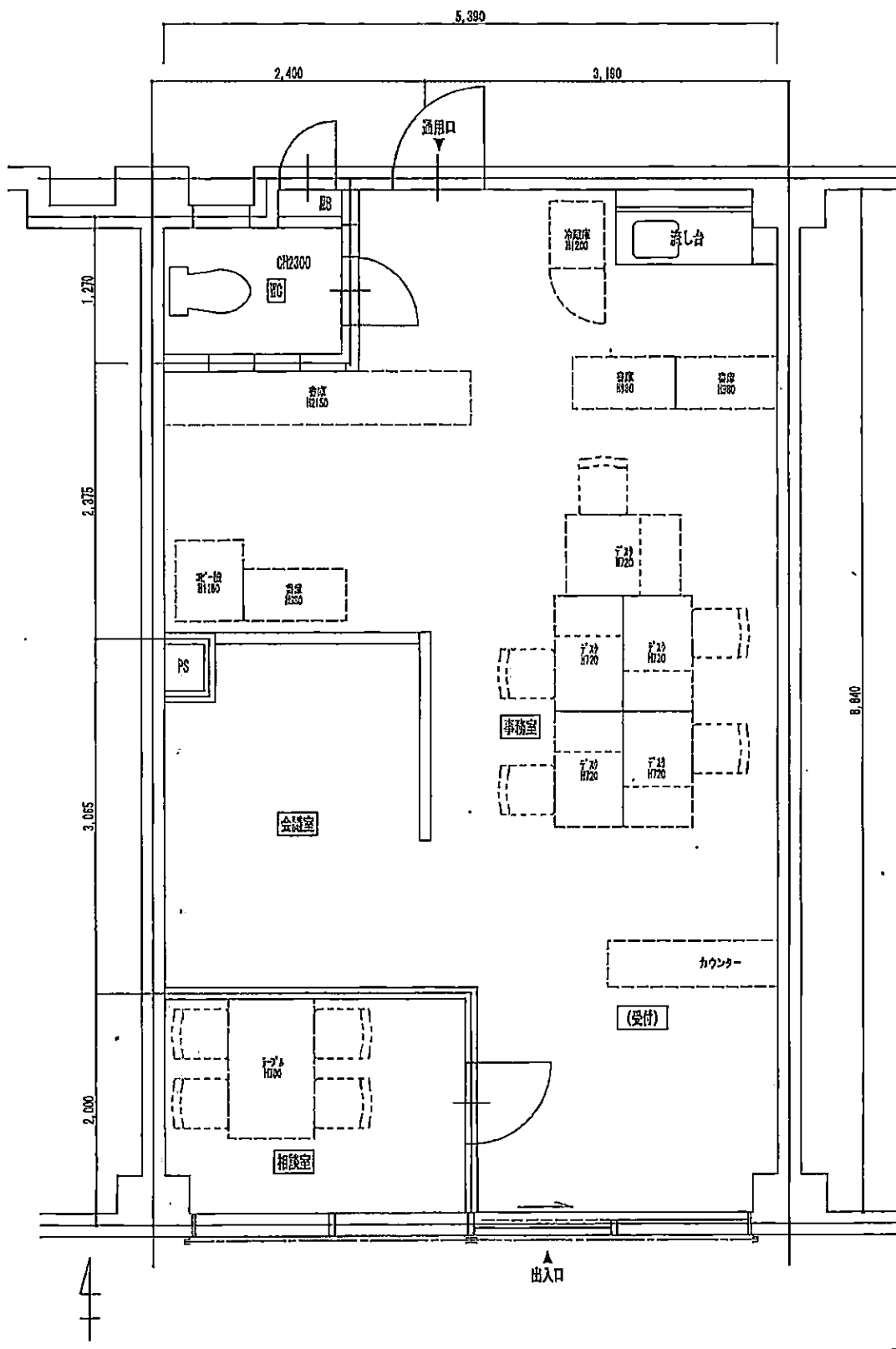
- ① 契約問題に関して、立ち退き等開発計画は今のところなく長期契約が可能で解消される。
- ② 事務所スペース問題について、約 2 倍のスペースを確保でき、職員増員可能なスペースとなっている。相談室スペース、会議室スペースも十分なスペース確保となっている。コロナ感染症対策としても十分な空間確保でき、二班制となった際でも、別室対応が可能となり解消される。
- ③ 立地問題として、平地にあるマンション 1 階部分に事務所を開設するため、事務所前立地はフラットで、十分な広い歩道があり、人の行き来が多い場所となっているため、相談に来やすい立地で市民に有効である。道路から歩道を挟んで事務所まで距離があるため、相談対応で電話等声が聞こえない等もなく、玄関ドアも採光もよく、ドアも自動ドアとなり相談者が入りやすい条件となっている。また、来所用駐車場も事務所横に確保でき、来所しやすい環境となっている。旧事務所は担当圏域の第五校区と国松緑丘校区のちょうど間に位置しているが、新事務所も並行に西側に約 500m 移動するだけのため、変わらず間に位置している。そのため、包括の相談者になる当該圏域の住民に影響はなく、両校区の拠点機関として事務所環境もよく周知しやすいいため問題は解消される。
- ④ 災害対応問題として、旧事務所のように木造ではなく、鉄筋コンクリート造となっており、災害時でも旧事務所より災害耐える事務所となっており、床下浸水もなく解消される。



包括としての地域への周知方法

下記のとおり周知方法で、移転に向けてスムーズに周知を行い、移転後も周知の継続を実施していく。

1. 高齢介護室からの寝屋川市校区福祉委員全体会議に移転発信後、担当圏域の第五校区、国松緑丘校区福祉委員会会議に参加して移転の周知報告
2. 高齢介護室からの寝屋川市民生委員児童委員協議会に移転発信後、担当圏域の第五校区、国松緑丘校区民生児童委員会会議に参加して移転の周知報告
3. 担当圏域で開催される通いの場・サロンへ出向き、移転の周知を行う
4. 市ホームページに掲示し、所在地等変更の周知
5. 法人ホームページに掲示し、所在地等変更の周知
6. 包括新聞(令和5年4月号予定)に掲載し、担当圏域の第五校区、国松緑丘校区内に掲示板貼り付け、各回覧板に掲示し、移転の周知を行う
7. 地域包括支援センターのセンター長会議で正式に移転の周知報告、各保健師部会会議、社会福祉士部会会議、主任ケアマネジャー部会会議で担当職種に移転の周知報告
8. ネットワーク型地域ケア会議「咲くら坂の会」で東北圏域内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの集まりで移転の周知報告
9. ネットワーク型地域ケア会議「お不動さんの会」で東北圏域の施設関係相談員の集まりで移転の周知報告
10. 三師会、社会福祉協議会等主要関係機関に書面で移転報告の通知を送付
11. わがやねやがわ多職種の会の参加メンバーであるため、参加メンバーの三師会、訪問看護ステーション、ケアマネジャー連絡会、大葉の会、絆の会等関係機関に移転の周知報告
12. チラシを作成し、来所者に対し移転日、移転所在地をアナウンス実施
13. 電話相談があった相談者に対し、移転所在地等のアナウンス実施
14. 近隣のミニストップ様、古着屋アディクト様、マルシゲ様等の移転の挨拶、周知報告
15. 寝屋川市役所、保健福祉センター、高齢介護室等池の里交流センター等にチラシ配置
16. 現在、利用させていただいている行程施設東北コミュニティセンター、寝屋川市中央高齢者福祉センターに移転報告及びチラシの配置
17. 移転後、旧事務所に移転した旨の移転所在地、電話番号等貼付けし、移転先がわからない場合は出向いて迎えに行く等対応を実施



前面道縁 (歩道)

改修案







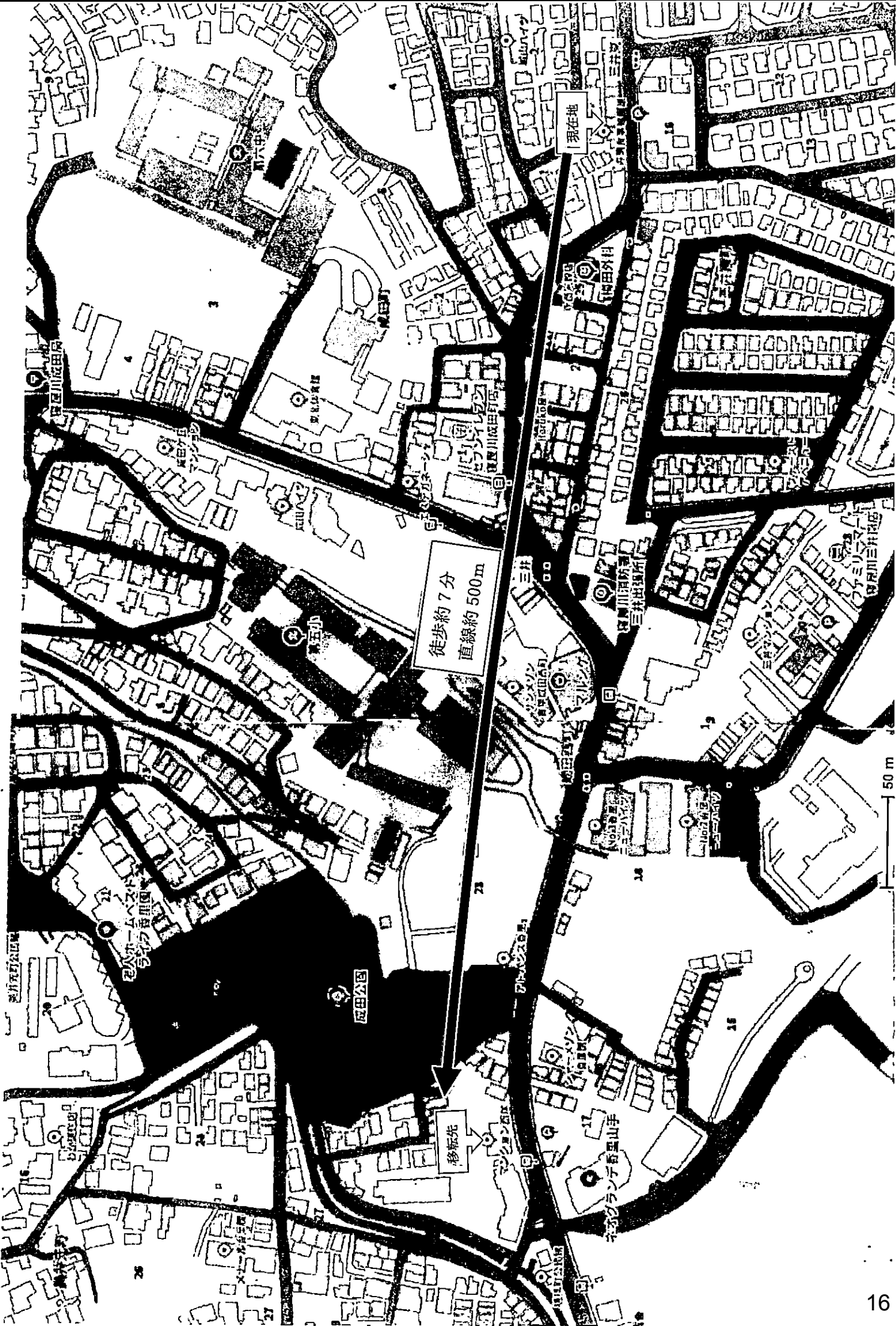












徒歩約7分  
直線約500m

現在地

五小

西田公園

移転先

50 m



# あなたのまちの総合的な 高齢者相談と介護予防の拠点



## 地域包括支援センター

### 西北エリア

**第三中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：第三 対象小学校区：北・田井  
 住所：松屋町20-33 グランドリゾイェール2階  
 電話：072-831-2839 FAX：072-831-2843

**友呂岐中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：友呂岐 対象小学校区：木屋・石津  
 住所：石津東町20-22  
 電話：072-827-2277 FAX：072-827-2299

### 東北エリア

**第六中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：第六 対象小学校区：第五・国松線丘  
 住所：境橋町28番30号マンション西尾102号  
 電話：072-800-6237 FAX：072-800-6238

**第十中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：第十 対象小学校区：三井・宇谷  
 住所：宇谷町1-36 特別養護老人ホーム寝屋川苑内  
 電話：072-825-8020 FAX：072-825-8030

### 東エリア

**第一中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：第一 対象小学校区：東・中央  
 住所：桑町38-6 クリスタルコート1階  
 電話：072-821-2261 FAX：072-821-2262

**第四中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：第四 対象小学校区：明和・梅が丘  
 住所：打上南町14-1 特別養護老人ホームいちよう園内  
 電話：072-814-5112 FAX：072-814-5113

### 南エリア

**第七中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：第七 対象小学校区：南・堀溝  
 住所：萱島本町17-18  
 電話：072-824-3000 FAX：072-824-3010

**中木田中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：中木田 対象小学校区：木田・楠根  
 住所：大成町1-9 西部設計ビル1階  
 電話：072-814-6006 FAX：072-814-6007

### 西南エリア

**第五中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：第五 対象小学校区：神田・和光  
 住所：黒原橋町9-19  
 電話：072-839-6700 FAX：072-839-6701

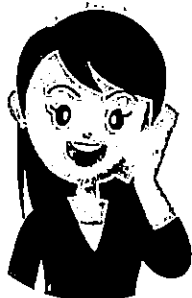
**第九中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：第九 対象小学校区：成美・啓明  
 住所：東大利町4-5  
 電話：072-827-8200 FAX：072-827-8300

### 西エリア

**第二中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：第二 対象小学校区：池田・桜  
 住所：池田3丁目1-33 特別養護老人ホーム寝屋川十字の園内  
 電話：072-829-8899 FAX：072-838-2311

**第八中学校区** 地域包括支援センター  
 対象中学校区：第八 対象小学校区：西・点野  
 住所：点野5丁目25-2  
 電話：072-839-5500 FAX：072-839-6600

※エリア名は日常生活圏域(コミュニティセンターエリア)です。



ご自分のお住まいの地域包括支援センターがわからない場合など、  
 くわしくは、高齢介護室(TEL:838-0372)にお問い合わせください。

※このリーフレットは7,000部作成して、1部あたりの単価は11.34円です。